

# 令和8年度県育成いちご品種種苗費支援事業

いちごの需要拡大に対応した産地育成を図るため、県で育成した品種への転換に要する経費を補助します。

## 補助内容

予算額 : 1,000千円

補助率 : 定額

補助上限 : 1実施主体当たり500千円

補助対象 : 県育成いちご品種への転換及び面積拡大等(※)に必要な種苗の導入経費

※補助事業年度の3月5日までに納品、支払いされるものを対象とする。

※親株の購入先は全国農業協同組合連合会宮城県本部とする。

※「とちおとめ」及びその他の品種から、「もういっこ」、「にこにこベリー」、「ころろんベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入を対象とする。

※「もういっこ」、「にこにこベリー」、「ころろんベリー」の面積拡大分に相当する親株苗の導入も対象とする。

※「もういっこ」から「にこにこベリー」及び「ころろんベリー」への転換は対象とするが、「にこにこベリー」、「ころろんベリー」から「もういっこ」への転換は対象外とする。

※「にこにこベリー」から「ころろんベリー」、その逆への転換は対象外とする。

※県内の農業協同組合が事業実施主体となり、生産者のいちごの面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象とする。

## 事業対象者

宮城県内の農業協同組合、その他の営農集団(3戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。)、農業法人

## 申請期間等

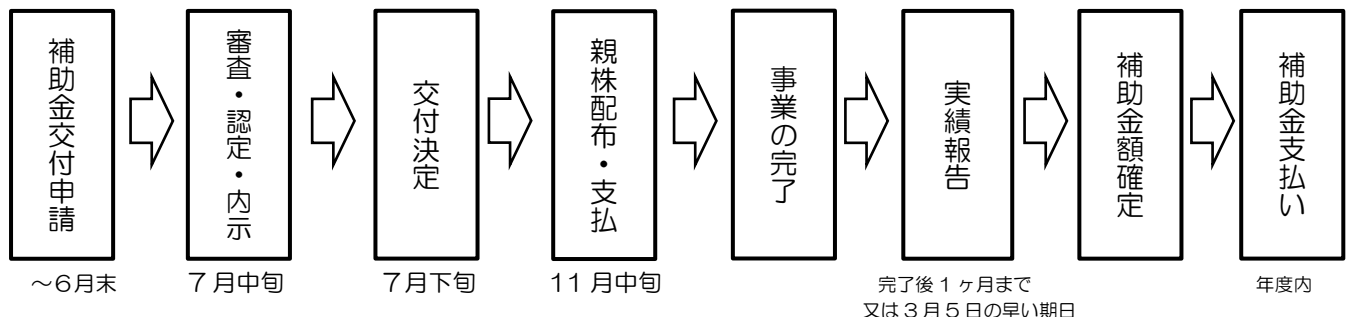
種苗費支援事業 : 令和8年5月25日(月)～6月30日(火)

提出先 : 園芸推進課へ事業実施計画を提出してください。

- (1) 交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(別記様式第2号)
- (3) 親株注文書
- (4) 品種転換・面積拡大するハウスの見取り図
- (5) 当該団体の組織及び運営に関する規約
- (6) 納税証明書(すべての県税)原本
- (7) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿(別記様式第3号)
- (8) その他知事が必要と認める書類

※予算残額がある場合は、毎月20日を〆切とし、令和8年10月20日まで募集を継続します。

## 補助金交付までの主な流れとスケジュール



事業内容等詳細については、「県育成いちご品種種苗費支援事業交付要綱」を参照ください。また、申請に当たって必要となる様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

## 問い合わせ先

宮城県農政部園芸推進課園芸振興班 (TEL: 022-211-2843)

ホームページ : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/index.html>